

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	「103 万円の壁」の実態分析と定額減税の二重取り問題
著者 / 所属	櫻井 康平 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	240 号
刊行日	2024-11-18
頁	15-36
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r06pdf/202424002.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

「103万円の壁」の実態分析と定額減税の二重取り問題

決算委員会調査室 櫻井 康平

《要旨》

令和6年に実施されている「定額減税」について、共働き世帯で夫婦の一方がパート等により年収100万円超103万円以下の場合、一定条件が当てはまると1人で2人分の減税を受けられる「二重取り」が発生することが同年7月に報道された。所得税の課税・非課税等の境目である「103万円」を意識して働く人は少なくないとしている報道もある一方で、鈴木財務大臣（当時）の記者会見では、該当する者（世帯）は例外的と説明されている。しかし、本件議論では、そもそも103万円を意識した就業調整（いわゆる「103万円の壁」）の実態の有無や、二重取りとなっている世帯が全国にどの程度存在するのかといった点についての検証は行われていない。

そこで本稿では、103万円の壁の実態や、平成29年度税制改正による配偶者特別控除の改正の効果について、パネルデータを活用して分析するとともに、令和6年実施の定額減税で二重取りとなっている世帯数の拡大推計を試みる。これらを通じ、政策の効果の把握を行うとともに、定額減税の二重取り問題に係る論点を整理していく¹。

1. 定額減税の「二重取り」問題

(1) 令和6年の定額減税の内容

令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策²」において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する」とされ、その後の令和6年度税制改正及び関連税法の改正を経て、定額減税が行われた。

¹ 本稿は原則令和6年9月9日までの情報に基づき記述している。また、本稿の分析に際しては、慶應義塾大学経済学部附属経済研究所パネルデータ設計・解析センターによる「日本家計パネル調査（JHPS/KHPS）」の個票データの提供を受けた。

² 「「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について」（令和5年11月2日閣議決定）〈https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102_taisaku.pdf〉

定額減税の具体的な内容³は、納税者本人とその扶養親族などの人数により算出される定額減税額を令和6年分の所得税額及び令和6年度分の個人住民税所得割額から控除することにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置とされており、整理すると図表1のとおりとなっている。

図表1 定額減税対象と金額（一人当たり計4万円）

定額減税対象	所得税	個人住民税
納税者本人（納税義務者）	3万円	1万円
同一生計配偶者 ⁴ 又は扶養親族 ⁵	一人につき3万円	一人につき1万円

（出所）国税庁作成パンフレット「令和6年分所得税の定額減税について」〈<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0024006-141.pdf>〉より筆者作成

また、定額減税の対象者は、①控除できる所得税額及び個人住民税所得割額がある者⁶、②令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円（給与収入の場合2,000万円）以下の者とされ、定額減税額がその者の所得税額や個人住民税所得割額を超える場合、それぞれその税額を限度として控除し、控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額を市区町村から給付（調整給付）することとされている。

今般、この二種類の税からの減税と給付を組み合わせた制度設計により問題が生じた。まずは、個人住民税と所得税の課税・非課税等の制度を概観した上で、定額減税の二重取り問題について整理していく。

（2）個人住民税の課税・非課税

今回の定額減税のうち個人住民税分は、個人住民税所得割の課税・非課税が関係しているため、ここで確認する。

前提として、個人住民税は、地域の行政サービスの活動費に充てる目的で、

³ 国税庁作成パンフレット「令和6年分所得税の定額減税について」〈<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0024006-141.pdf>〉を基に記載している。

⁴ 同一生計配偶者とは、令和6年12月31日の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色申告者の事業専従者を除く。）で、年間の合計所得金額が48万円（給与収入の場合103万円）以下の者をいう。

⁵ 扶養親族とは、令和6年12月31日の現況で、納税者と生計を一にする親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く。）で、年間の合計所得金額が48万円（給与収入の場合103万円）以下の者をいう。

⁶ 厳密には、「居住者」（国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人）であるが、本稿の論点ではないため、便宜「者」としている。

その地域に住む個人に課する地方税を言い、「道府県民税」と「市町村民税」⁷が存在する。その年の1月1日時点で市町村（都道府県）に住所がある者に対して課税されるが、低所得者層の負担を考慮し、一定の事由に該当する者については、税負担を求めることは適当ではないとして課税対象から外れることとなる（個人住民税の非課税）。また、個人住民税には、所得に応じた負担を求める「所得割」と所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」が存在する。均等割のみが課税される基準は市町村ごとに異なり、給与収入の場合年間93万円～100万円（合計所得金額38万円＋給与所得控除（最低55万円）～合計所得金額45万円＋給与所得控除（最低55万円））までの幅がある^{8,9}。一方、所得割は、通例、給与収入の場合年間100万円を基準として設定されており、100万円（総所得金額等45万円＋給与所得控除（最低55万円））以下の場合には課税されないこととなる¹⁰。

今回の定額減税の条件には、控除できる個人住民税所得割額がある者というものがある。そのため、給与収入を前提にすれば、個人住民税所得割の課税対象となる100万円を超える者¹¹は今回の定額減税の対象者となる。

（3）所得税の課税・非課税及び配偶者（特別）控除

次に、今回の定額減税のうち所得税分は、同税の課税・非課税等も関係しているため、ここで確認する¹²。まず、所得税は、給与収入を前提とすると、給与所得控除（最低55万円）と基礎控除（48万円）などの所得控除を差し引いた残額に対して課税される。つまり、年間のパート収入等が給与所得控除（55万円）＋基礎控除（48万円）＝103万円以下で、他に所得がない場合には、所得税は課税されないこととなる。

さらに、夫婦の一方Aが正社員で、もう一方Bがパートで働いている場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、Aは配偶者控除又は配偶者特別控除のどちらかを受けることができる。具体的には、Bのパート収入

⁷ 東京都・特別区も同様に都民税・特別区民税が存在する。

⁸ 均等割は「合計所得金額」、所得割は「総所得金額等」で計算されるが、本稿では、給与所得者の収入金額（給与収入）を前提に記述する。

⁹ 自治体の大きさに応じて、93万円、96万5,000円、100万円と分かれる。

¹⁰ 個人住民税均等割・所得割の基準は本人に同一生計配偶者及び扶養親族がないケースを前提として記述している。

¹¹ 脚注10同様のケースを前提としている。

¹² 国税庁作成パンフレット「暮らしと税情報（令和6年度版）」「家族と税」〈https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/02_2.htm〉を基に記載している。

が年間103万円以下の場合「配偶者控除」、103万円超201.6万円未満の場合「配偶者特別控除」が適用され、Aの所得から一定額が控除される（図表2）。

図表2 配偶者（特別）控除の控除額

		Aの合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与等の収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
配偶者控除額	Bのパート収入 103万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除額	Bのパート収入 103万円超150万円以下	38万円	26万円	13万円
	150万円超155万円以下	36万円	24万円	12万円
	155万円超160万円以下	31万円	21万円	11万円
	160万円超166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
	166.8万円以上175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
	175.2万円以上183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
	183.2万円以上190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
	190.4万円以上197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
	197.2万円以上201.6万円未満	3万円	2万円	1万円
	201.6万円以上	0円	0円	0円

(出所) 国税庁作成パンフレット「暮らしと税情報(令和6年度版)」「家族と税」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/02_2.htm>より筆者作成

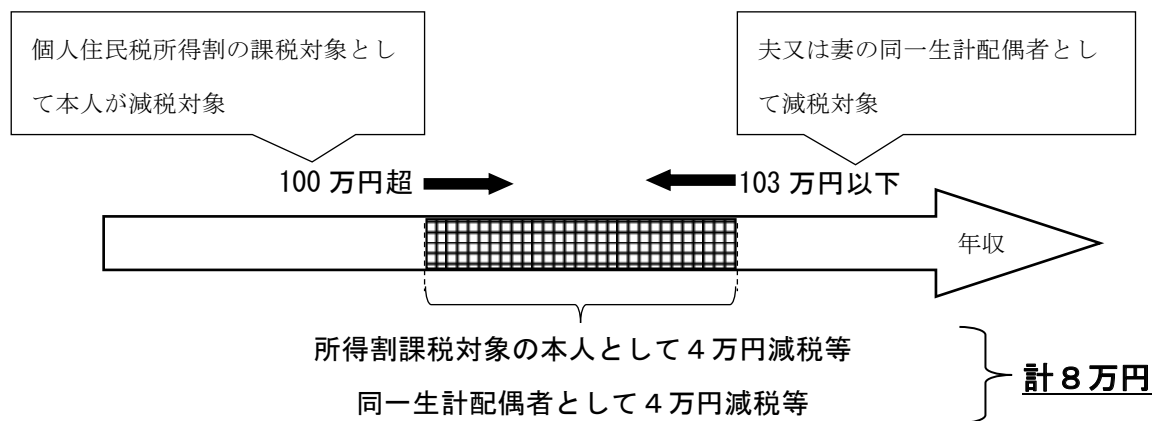
なお、配偶者特別控除について、平成29年度の税制改正前までは、控除額最大38万円の対象となる配偶者(図表2のB)の収入上限は105万円未満であったが、税制改正で150万円以下に引き上げられた。これは、配偶者であるパート労働者等が、配偶者(特別)控除の適用範囲内に収めるために就業調整を行うことを解消するための改正であった。

(4) 定額減税の「二重取り」の指摘と政府の見解

①報道で指摘された内容

令和6年7月の報道¹³において、納税者本人（納税義務者）の扶養対象で、年収が100万円超103万円以下であるなど、一定の条件が当てはまる配偶者については、家計の中で主たる稼ぎ手である納税者本人の控除対象配偶者となる一方で、個人住民税所得割の納税義務者となることから、定額減税を重複して享受するケースが生じる（いわゆる「二重取り」）との指摘がなされた（図表3）。二重取りの該当者は、まず年収100万円超により、個人住民税所得割を納めているので、(2)で確認したとおり、定額減税の対象者として計4万円分の定額減税¹⁴を受けることとなる。同時に、同一生計配偶者として主たる稼ぎ手である納税義務者の控除対象配偶者でもあることから、図表1で確認したとおり、当該配偶者として計4万円の定額減税も受けることとなる。したがって、制度上、本来は一人当たり計4万円の定額減税を受けるところ、結果として計8万円の定額減税を受ける対象者が発生しており、4万円を重複して受け取れることが、報道において二重取りと表現されている¹⁵。

図表3 二重取りとなる年収のイメージ（夫又は妻の扶養対象となっており、パート等で収入を得ているケースを想定）



(出所) 内閣官房及び総務省のホームページ並びに脚注13の報道情報を参考に筆者作成

¹³ 例えば、『朝日新聞』（令6.7.9）や『産経新聞』（令6.7.17）

¹⁴ (3)で確認したとおり、年収100万円超103万円以下の場合、該当者本人は所得税を納めていないと想定されるが、個人住民税所得割を納めていれば、税額なし（0円）の税目である所得税でも控除不足額を算出して、1人につき4万円を基礎として取り扱うこととなっており、また、不足額は調整給付で対応することとなっている。

¹⁵ (1)で確認したとおり、控除しきれない分は、市町村から給付（調整給付）されることとなる。

これは、令和6年の定額減税が、(2)及び(3)で確認した、個人住民税の課税・非課税と所得税の課税・非課税の双方に関連付けて行われた結果となっている。また、二重取りとなっている世帯が全国でどの程度存在するのかについても重要な点であるが、それについては、有識者の話を引用しつつ、「所得税が生じないように年収を103万円の上限ぎりぎり働いている人は少なくないとみられる」としている報道¹⁶もある。

②政府の対応状況及び見解

政府はいつから二重取り問題を認識していたのであろうか。結論から言えば、少なくとも報道から半年前の令和6年1月には認識していたと考えられる。

令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する地方自治体向け資料¹⁷では、「所得税額なし(0円)、個人住民税所得割額あり」の場合、調整給付は「税額なし(0円)」の税目でも控除不足額を算出し、減税対象人数一人につき4万円(3万円+1万円)を基礎として取り扱うことが記載されている。

また、総務省自治税務局作成資料¹⁸では、配偶者が、納税義務者の控除対象配偶者であり、かつ、個人住民税所得割が課税されている場合の取扱いについて、該当者は「控除対象配偶者として納税義務者の所得割額から減税されるとともに、納税義務者本人としても減税されることとなる。(控除しきれない額がある場合は調整給付金が支給されることとなる。)」とされている。

上記二つの資料の更新時期を確認すると、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する地方自治体向け資料には、令和6年2月21日発出の第3版で記載があり¹⁹、総務省自治税務局作成資料には、同年1月29日付の第1版の時点で記載がある²⁰。つまり、政府内部では、二重取り問題について令和6年の初めには認識があったことがうかがえる。

¹⁶ 『朝日新聞』(令6.7.9)

¹⁷ 「令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金・定額減税一体支援枠)～低所得者支援及び定額減税補足給付金～自治体職員向けQ&A」令6.6.26 第6版 問2-5-11<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien/QA_6tesyotokusyasyien_teigakugenzeihosoku.pdf>

¹⁸ 総務省自治税務局作成資料「個人住民税の定額減税に係るQ&A集」令6.1.29 第2版 Q2-3-6 (<https://www.soumu.go.jp/main_content/000944311.pdf>)

¹⁹ 脚注17の資料の第3版を国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)(<<https://warp.da.ndl.go.jp/>>)で筆者が確認した。

²⁰ 本稿執筆時点で公表されているのは令和6年4月1日改訂の第2版であるが、上記Q&Aの該当部分は更新されていない。

その上で、①の報道後、令和6年7月12日に行われた鈴木財務大臣（当時）の記者会見²¹では、報道の指摘を認めつつ、「この例外的なケースを防ぐためには、企業や地方自治体が全ての控除対象配偶者について、個人住民税所得割が課税されたかどうかの情報を網羅的に把握する必要がある、膨大な事務コストが発生することになる。定額減税について、減税が重複することについて不公平であるといった指摘があることは承知をしているが、一時的な措置であり、減税の実施に協力する企業や地方自治体の事務負担に配慮することも重要なため、重複を認めないという考え方に立たなかった」旨の説明があった。

103万円を意識して働く人は少なくないとしている報道もある一方で、記者会見では、二重取りは例外的なケースと説明されている。ここまでの議論では、103万円を意識した就業調整の実態の有無や、二重取りとなっている者（世帯）が全国にどの程度存在するのかといった点についての検証は行われていない。

2. 「年収の壁」の概要

（1）103万円の壁

所得税の課税や配偶者（特別）控除の基準である103万円に届かないよう、就業時間や日数を調整する就業調整が行われることについては、一般的に「103万円の壁」と言われている。所得税や配偶者（特別）控除の制度は1.（3）で確認したところ、ここでは、それら以外で103万円の壁の原因として指摘されている、民間企業で導入されている「家族手当」について概観する。

民間企業には、配偶者がいる場合に家族手当²²を支給する企業が一定数存在する。まず、その金額については、厚生労働省が実施している「令和2年就労条件総合調査」によると、家族手当以外の扶養手当、育児支援手当も含んだ数字ではあるが、月額平均1万7,600円（単純計算で年額21万1,200円）となっており、企業規模が大きいほど手当の金額が多い（図表4）。

一方、支給されている者がどの程度存在するのかについて確認すると、人事院が実施している「令和5年職種別民間給与実態調査」では、調査対象企業²³の従業員のうち、家族手当の制度がある企業の従業員の割合は75.5%である。その中でも配偶者に家族手当を支給されている割合は74.5%であり、そのうち、

²¹ 鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（令和6年7月12日（金曜日））
<https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20240712.html>

²² 「配偶者手当」と表現されることもある。

²³ 人事院が実施している職種別民間給与実態調査は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を抽出調査している。

配偶者の年収に103万円という制限をされている割合が41.9%と最も多い(図表5)。なお、内数の割合を乗じていくと、調査対象企業の従業員の中で、配偶者の収入103万円を制限として配偶者に関する家族手当を支給されているのは約21%となっている²⁴。

図表4 諸手当の種類別支給された労働者1人平均支給額(令和元年11月分)

(単位:千円)

企業規模・年	生活手当					調整手当 など	上記及び左記のいずれにも該当しないもの
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当(寒冷地手当、食事手当など)		
令和2年調査計	17.6	22.8	17.8	47.6	8.7	26.0	32.0
1,000人以上	22.2	23.3	21.3	47.6	7.6	24.0	37.3
300~999人	16.0	23.0	17.0	47.7	9.0	27.5	26.4
100~299人	15.3	20.2	16.4	46.1	9.8	28.2	30.6
30~99人	12.8	22.3	14.2	49.6	9.3	24.9	32.4
平成27年調査計 ¹⁾	17.3	22.8	17.0	46.1	9.3	26.1	30.5

注:1) 平成27年調査計の数値は、平成26年11月分である。

(出所) 厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/20/dl/gaiyou02.pdf>>

図表5 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

項目	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
家族手当制度がある	75.5%	76.3%	75.2%	68.6%
配偶者に家族手当を支給する	56.2 (74.5)	51.8 (67.9)	64.6 (86.1)	60.9 (88.9)
配偶者の収入による制限がある	[87.4]	[91.8]	[82.3]	[75.1]
収入制限の額				
103万円	<41.9>	<40.7>	<43.9>	<43.7>
130万円	<35.0>	<30.0>	<42.5>	<46.1>
150万円	<7.8>	<9.1>	<5.7>	<5.5>
その他	<15.4>	<20.2>	<8.0>	<4.8>
配偶者の収入による制限がない	[12.6]	[8.2]	[17.7]	[24.9]
配偶者に家族手当を支給しない	(25.5)	(32.1)	(13.9)	(11.1)
家族手当制度がない	24.5	23.7	24.8	31.4

(注)1 家族手当制度の有無を回答した事業所の従業員数の合計を100とした割合である。ただし、

()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合

[]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合

< >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

2 従業員数ウェイトを用いて算出した割合である。

(出所) 人事院「令和5年職種別民間給与実態調査」<https://www.jinji.go.jp/content/900024648_x1sx>

²⁴ 103万円を収入制限とした配偶者分の家族手当の支給状況については、平成27年の調査で約40%、令和元年の調査で約28%であり、低下傾向にある(小数第一位を四捨五入している)。

(2) 106万円の壁及び130万円の壁

ここで、103万円以外に年収の壁として指摘されているものを概観していく²⁵。現行の社会保険制度では、会社員の配偶者などで一定の収入がない者は被扶養者（第3号被保険者）として社会保険料の負担がない。こうした者も、パート等で働いてその収入が一定額を超えた場合、社会保険料の負担が発生して、結果として手取り収入が減少する。これを避けるために、就業時間や日数を調整する就業調整が行われることについて「106万円の壁」及び「130万円の壁」と言われている（図表6）。

図表6 106万円の壁及び130万円の壁の概要

年収の壁	加入制度	対象	壁を超えた場合の年間の負担（一般的なケース）
106万円の壁	厚生年金保険・健康保険	従業員101人以上の企業などに週20時間以上勤務している場合	約16万円
130万円の壁	国民年金・国民健康保険	従業員100人以下の企業などに勤務している場合	約27万円

(注) 対象について、令和6年10月以降、厚生年金保険・健康保険は従業員51人以上の企業に、国民年金・国民健康保険は50人以下の企業にそれぞれ変更されている。

(出所) 政府広報オンライン「「年収の壁」対策がスタート！パートやアルバイトはどうなる？」<<https://www.gov-online.go.jp/article/202312/entry-5288.html>>を参考に筆者作成

3. 政府の「年収の壁」に関する認識及び対応

(1) 「103万円の壁」に対する認識と対応

103万円の壁について、税制の面では、1. (3) で触れた平成29年度の税制改正で政府としては対応したという整理であり、鈴木財務大臣（当時）は「配偶者特別控除により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる103万円の壁は解消している」旨答弁している²⁶。また、2. (1) で触れた家族手当については、各企業で見直しが進むよう、厚生労働省が見直しの手順をフローチャートで示すなど働きかけている²⁷。フローチャートでは、見直す際のステップのほか、見直し場合の具体例として、配偶者手当を廃止（縮小）する代わりに基本給や子ども手当を増額したり、資格手当を創設したりするなどのパターンが示されている。

²⁵ 政府広報オンライン「「年収の壁」対策がスタート！パートやアルバイトはどうなる？」<<https://www.gov-online.go.jp/article/202312/entry-5288.html>>を参考に記載している。

²⁶ 第212回国会参議院財政金融委員会会議録第2号25頁（令5.11.9）

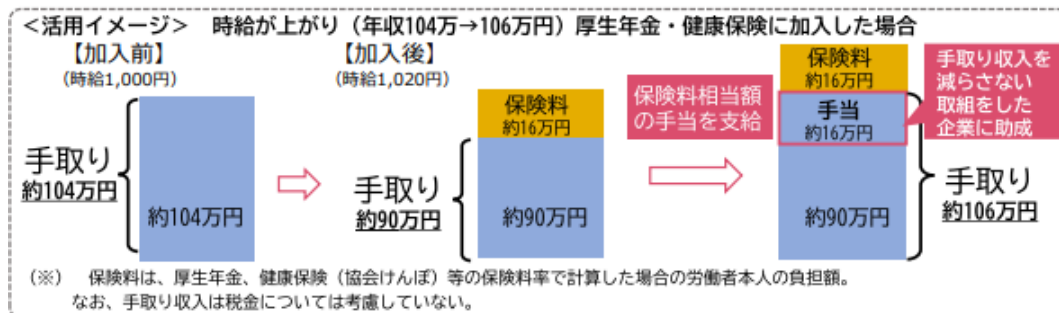
²⁷ 厚生労働省広報資料「配偶者手当を見直して若い人材の確保や能力開発に取り組みません

(2) 「106万円の壁」及び「130万円の壁」への対応

106万円の壁及び130万円の壁について、政府は令和5年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」を実施している²⁸。

まず、106万円の壁については、パート等で働く者の厚生年金や健康保険の加入に合わせて、手取り収入を減らさない取組（社会保険適用促進手当の支給、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長）を実施する企業に対して、労働者一人当たり3年間で最大50万円²⁹の支援を行うこととしている（図表7）。

図表7 106万円の壁を超えた際の手当支給と助成イメージ

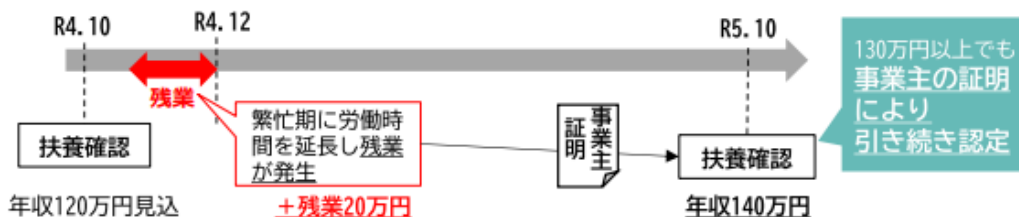


(出所) 厚生労働省広報資料「厚生労働省からのお知らせ 年収の壁・支援強化パッケージ」<<https://www.mhlw.go.jp/content/001162151.pdf>>

一方、130万円の壁については、助成金による補助という形は採られていない。パート等で働く人が、繁忙期の残業などで収入が一時的に上がり年収が130万円を超えたとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定を受けることができる仕組みで対応している（図表8）。

図表8 130万円の壁を一時的に超えた場合の事業者による証明イメージ

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



(出所) 厚生労働省広報資料「厚生労働省からのお知らせ 年収の壁・支援強化パッケージ」<<https://www.mhlw.go.jp/content/001162151.pdf>>

か？」<<https://www.mhlw.go.jp/content/001158767.pdf>>

²⁸ 厚生労働省広報資料「厚生労働省からのお知らせ 年収の壁・支援強化パッケージ」<<https://www.mhlw.go.jp/content/001162151.pdf>>を基に記載している。

²⁹ 中小企業の場合であり、大企業は4分の3とされている。

以上のように、政府としては103万円の壁に関して、少なくとも税制上は対応済みとしつつ、社会保険料負担を回避する目的による就業調整を考慮して、106万円の壁及び130万円の壁の対策を実施している。しかし、103万円の壁を意識していた者が、平成29年度の税制改正以降103万円の壁を超えて働くようになり、就業調整を行わなくなったことが検証されない限り、実態として壁がなくなったとは言い難いのではないだろうか。先行研究ではその点が指摘されており、4. で整理していく。

4. 先行研究

103万円の壁に関する近年の研究について、以下で3点紹介する。

野村総合研究所³⁰は、「有配偶パート女性における就労の実態と意向に関する調査」（令和4年9月）を基に、平成29年度税制改正による配偶者特別控除の制度変更後である令和2年以降でも、就業調整の実態は解消されておらず、人手不足や最低賃金引上げによりパートタイム労働者の時給は上昇していることを分析しており、これを踏まえ、パートタイム労働者が総実労働時間を短くすることで年収をほぼ横ばいに調整する可能性を指摘している。

森知晴³¹は、税制の変化にもかかわらず、いまだに103万円以下に年収を調整する人が多い理由として、行動経済学の観点から、世間に広まった103万円の壁という閾値が参照点として機能していて、その閾値を超えたときに不効用を感じてしまっている可能性を指摘している。

近藤絢子・深井太洋³²は、個人住民税課税記録データを用いて、有配偶女性の就業調整について記述的分析等を行っている。同研究では、有配偶女性の年収分布上で、所得税課税対象となり税制上の扶養から外れる103万円と、社会保険の扶養から外れる130万円に「年収の壁」があることを確認している。また、有配偶女性と無配偶女性を比較した分析で、平成29年度税制改正による配偶者特別控除の制度変更により、103万円以下に年収を調整する有配偶女性の割合が

³⁰ 野村総合研究所「『年収の壁』による働き損」の解消を一有配偶パート女性における就労の実態と意向に関する調査より一 令4.10.27 第345回NR Iメディアフォーラム資料<<https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/cc/mediaforum/2022/forum345.pdf?la=ja-JP&hash=8C85C76EDDA8207EC313CF7DF1C745AF944FD2EB>>

³¹ 森知晴「課税・給付と行動経済学」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』令和5年第1号 令5.2 83～106頁<https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list8/r151/r151_05.pdf>

³² 近藤絢子・深井太洋「市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析」令5.11（独立行政法人経済産業研究所）<<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/23110023.html>>

減ったという結果を得ている。そのほか、結婚や出産などのライフイベントの前後では、元の収入が低かった女性ほど、それらをきっかけに扶養の範囲に年収を抑える傾向を明らかにするなど、様々な角度から既婚女性の就業調整の実態を分析している。

5. リサーチクエスチョン（検討課題）

ここまで確認してきたように、定額減税の二重取り問題について、政府は、指摘を認めつつも例外的と説明する一方、それを否定する報道もある。また、問題に関連している103万円の壁について、政府は、税制上は対応済みとする一方で、上記3点の先行研究では、①103万円の壁を意識した就業調整がまだ行われていること、②その要因として、103万円の壁のイメージがまだ残っていること、③平成29年度の税制改正は就業調整の解消に一定の効果が見られたこと、が指摘されている。そこで、本稿では先行研究と重なる部分もあるが、103万円を意識した就業調整の実態を分析しつつ、定額減税の二重取り問題についても、一定のエビデンス（二重取りとなっている世帯がどの程度存在し得るのか）を以下のリサーチクエスチョンを検討することで明らかにしていく。

（1）「103万円の壁」を意識した就業調整は制度変更以降も存在するのか

先行研究で既に存在が指摘されているが、本稿でも共働き夫婦³³における妻³⁴の年収の分布をヒストグラムで描き、分析することで確認していく³⁵。

（2）平成29年度の税制改正で「103万円の壁」を意識した就業調整に変化は現れているのか

（1）のヒストグラムに加え、平成29年度の税制改正が適用（平成30年）される1年前である平成29年から共働き夫婦における妻の年収の分布をヒストグラムで描き、経年で比較することで、税制改正前後の103万円の壁の有無と変化を分析する。

また、共働き夫婦における妻について、年収96万円³⁶以上103万円以下である

³³ 本稿では、夫婦双方が勤め先から収入を得ていることを「共働き夫婦」と定義している。

³⁴ 共働き夫婦における夫が103万円の壁を意識した就業調整を行っているケースも当然想定されるが、本稿では大宗を占めるであろう共働き夫婦における妻に焦点を当てることとする。

³⁵ 先行研究である近藤絢子・深井太洋の前掲著（脚注32）でもヒストグラムによる分析が行われており、本稿でもそれを参考にしつつ分析している。

³⁶ 月単位で収入を得ることを想定すると103万円以下の範囲の12の倍数が96万円のため、このように整理している。

者を「103万円意識層」と定義し、平成29年度の税制改正が適用される前の平成29年に該当している者の年収がその後どのように変化しているのか、同一の標本（アンケート対象者）について、複数の項目を継続的に調べて記録しているパネルデータの特長を生かし、意識層該当者の年収を追跡して、税制改正の効果を分析する。

（3）定額減税の二重取りとなっている層の世帯数はどの程度か

今回のデータにおける該当世帯数を基に、公的調査で分かる共働き世帯数等を踏まえ、大まかながら、該当世帯数の拡大推計を検討する。

6. 利用データ

本稿の分析は、慶應義塾大学経済学部附属経済研究所パネルデータ設計・解析センターによる「日本家計パネル調査（JHPS/KHPS）」の個票データの提供を受け、そのうち、20～69歳の男女を対象としてきた調査（以下「KHPS」という。）を用いて実施する³⁷。

KHPSは、全国約4,000世帯、7,000人を対象に2004年から継続して実施されてきた調査で、就業行動や貧困動態、実物資産の世帯間移転の実態など、多岐にわたる分析トピックを網羅した、質、量ともに我が国では類を見ない先駆的なものであると評価されている³⁸。調査対象者は層化二段階無作為抽出法³⁹により選定されるなど、地域性等にも配慮されたデータである。

7. 分析結果

（1）「103万円の壁」を意識した就業調整は制度変更以降も存在するのか

共働き夫婦における妻が勤め先から得る年収について、令和3年のKHPSのデータ^{40,41}を活用して分析を実施した（図表9）。図表9左図は夫の年収に制

³⁷ JHPSは20代以上を対象としており、本稿では、より現役世代を対象としているKHPSを活用した。

³⁸ 内閣府「日本経済2018-2019（ミニ経済白書）」や厚生労働省「雇用政策研究会」でも日本家計パネル調査（JHPS/KHPS）の活用実績がある。

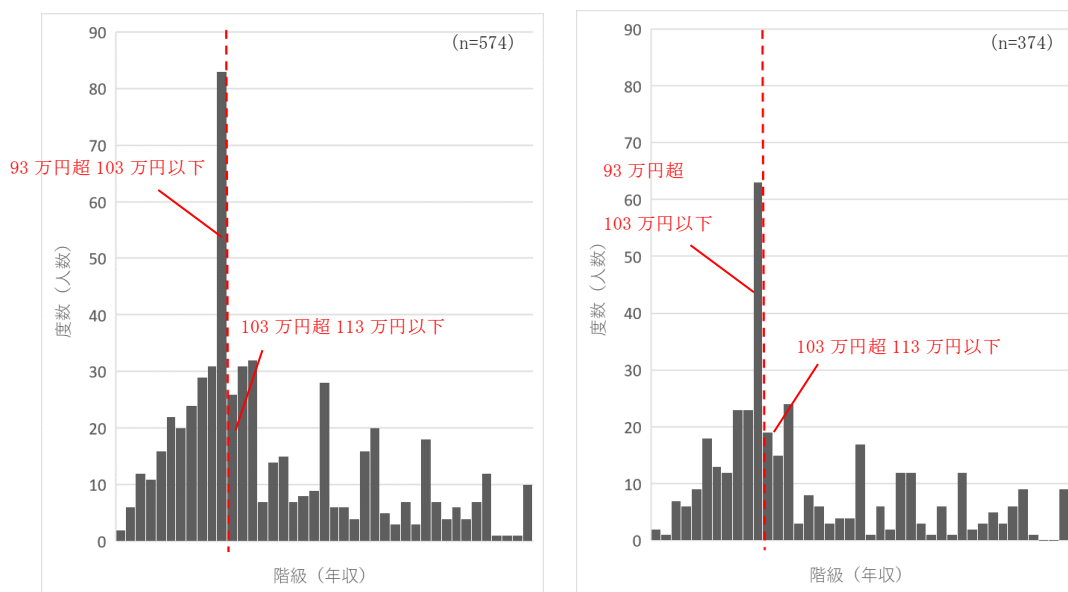
³⁹ 層化二段階無作為抽出法は、アンケート調査における標本（対象者）の抽出方法の一つである。KHPSでは、第一段階で、全国を地方・都市階級で24層に層化し、各層に住民基本台帳人口の人口割合に合わせ標本数を配分し、その上で、一つの調査地域当たりの標本数を10程度として各層の調査地域数を決定し、所定数の調査区を無作為抽出している。続いて、第二段階では、選定された調査地域の住民基本台帳を抽出台帳として、調査対象適格者を対象に、指定された起番号、抽出間隔に基づき1調査地域について約10人を抽出している。

⁴⁰ KHPS2022のデータを利用している。設問が前年の年収を問う形となっているため、デー

限をかけていないヒストグラム、右図は夫の年収を400万円以上に絞り込んだ場合のヒストグラムである。

10万円刻み⁴²のヒストグラムで描いた結果、93万円以下までなだらかに増えた後、93万円超103万円以下で急激に増加して、103万円超113万円以下で落ち込む、不自然な山と谷があることが分かる。また、図表9右図と左図を比較すると、その傾向は、夫の年収が一定以上あるかどうかにかかわらず見られることも分かった。

図表9 共働き夫婦における妻の年収（勤め先のみ）の分布



(注1) 妻の年収400万円超のデータは紙幅の都合上除外している。

(注2) 「〇〇万円超〇〇万円以下」という階級で作成している。

(出所) KHP Sを利用して筆者作成

続いて、図表9左図と同じ条件で、共働き夫婦における夫の年収をヒストグラムで描いた（図表10）。この場合、図表9のような103万円を境とする山と谷は確認できない。一方、独身女性の年収もヒストグラムに描いたところ、サンプルサイズがやや小さいが、こちらは103万円を境とする山と谷が確認できる（図表11）。先行研究⁴³でも類似の結果が示されており、配偶者（夫）の有無に

タの年と1年ずれることとなる。

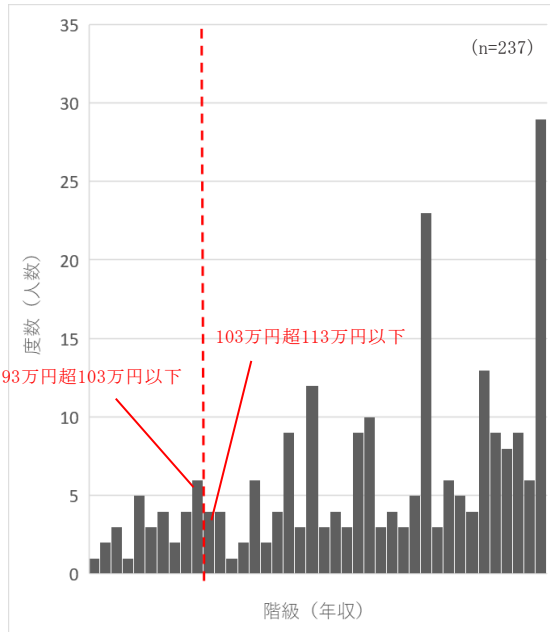
⁴¹ KHP Sにおける、毎月の基本給等の勤め先からの収入の総額を問う設問を活用しており、以後の分析も全てこの設問を活用している。

⁴² 分析の都合上、103万円が階級が区切れるよう最小の階級は3万円以下に設定し、以降は10万円刻みとしている。以降のヒストグラムでも、最小の階級を3万円以下又は13万円以下として同様の処理を行っている。

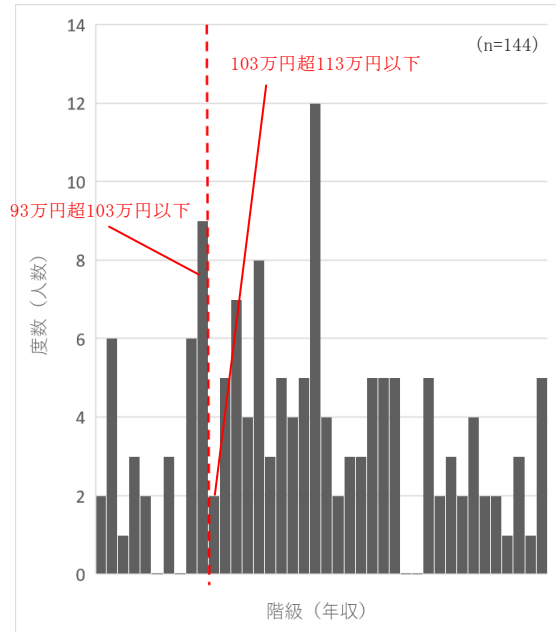
⁴³ 近藤絢子・深井太洋の前掲著（脚注32）

かかわらず適用される制度（個人住民税や配偶者以外の家族の税制上の扶養）の影響と考えられる。

図表10 共働き夫婦における夫の年収（勤め先のみ）の分布



図表11 独身女性の年収（勤め先のみ）の分布



(注1) 図表10では共働き夫婦における夫の年収400万円超のデータは、紙幅の都合上除外している。図表11では年収0円及び400万円超のデータは、働く女性に限定する趣旨及び紙幅の都合上除外している。

(注2) 「〇〇万円超〇〇万円以下」という階級で作成している。

(出所) KHP Sを利用して筆者作成

以上の結果や先行研究を踏まえると、103万円の壁を意識した就業調整は制度変更以降も行われていて、その特徴は、女性、中でも共働き夫婦における妻において顕著に見られることが示唆される。

(2) 平成29年度の税制改正で「103万円の壁」を意識した就業調整に変化は現れているのか

まず、共働き夫婦における妻が勤め先から得る年収について、平成29年度の税制改正が適用（平成30年）される1年前である平成29年から令和3年まで、KHP Sのデータ⁴⁴を活用して分析を実施した（図表12）。

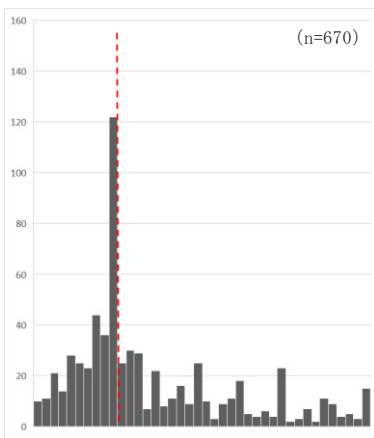
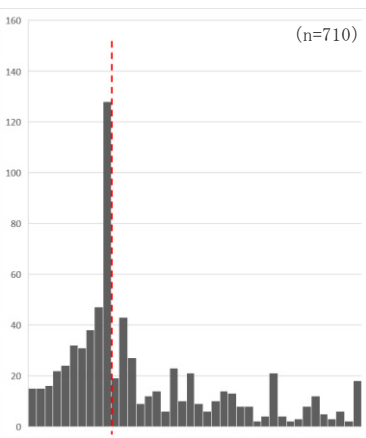
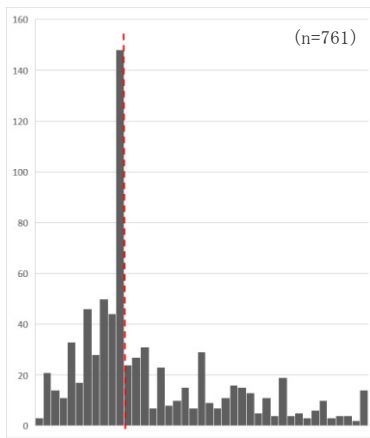
⁴⁴ 図表12以降の分析ではいずれもKHP S 2018～2022のデータを利用している。設問が前年の年収を問う形となっているため、データの年と1年ずれることとなる。

図表12 平成29～令和3年の共働き夫婦における妻の年収(勤め先のみ)の分布

【平成29年】

【平成30年】

【令和元年】



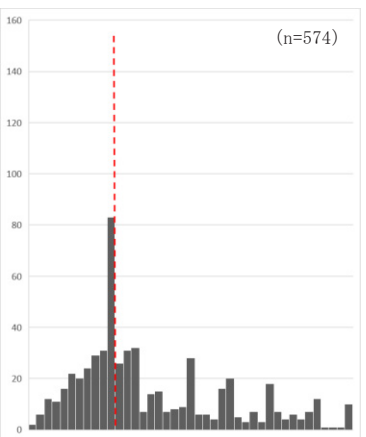
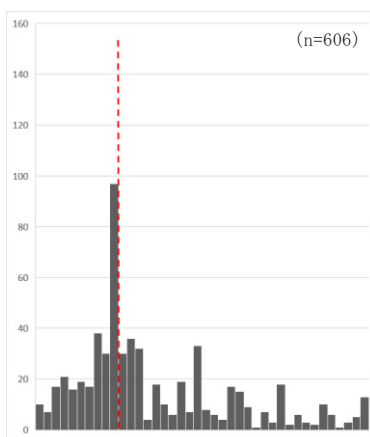
93万円-103万円	148
割合	19.4%

93万円-103万円	128
割合	18.0%

93万円-103万円	122
割合	18.2%

【令和2年】

【令和3年】



93万円-103万円	97
割合	16.0%

93万円-103万円	83
割合	14.0%

(注1) 年収400万円超のデータは紙幅の都合上除外している。

(注2) 「〇〇万円超〇〇万円以下」という階級で作成している。

(注3) いずれのヒストグラムも、図表9～11同様、縦軸は度数(人数)、横軸は階級(年収)である。

(出所) KHP Sを利用して筆者作成

結果として、93万円超103万円以下の階級に属する者の数は徐々に減ってきていること、割合についても、令和元年以降低下傾向にあることが確認できた⁴⁵。

次に、共働き夫婦における妻について、平成29年時点で「103万円意識層(年

⁴⁵ サンプルサイズの増減がヒストグラムの度数(人数)に影響を与えるため、割合も併せて分析している。

収96万円以上103万円以下)」であった者の年収がその後どのように変化しているのか、該当者の年収を追跡して分析した⁴⁶（図表13、14）。

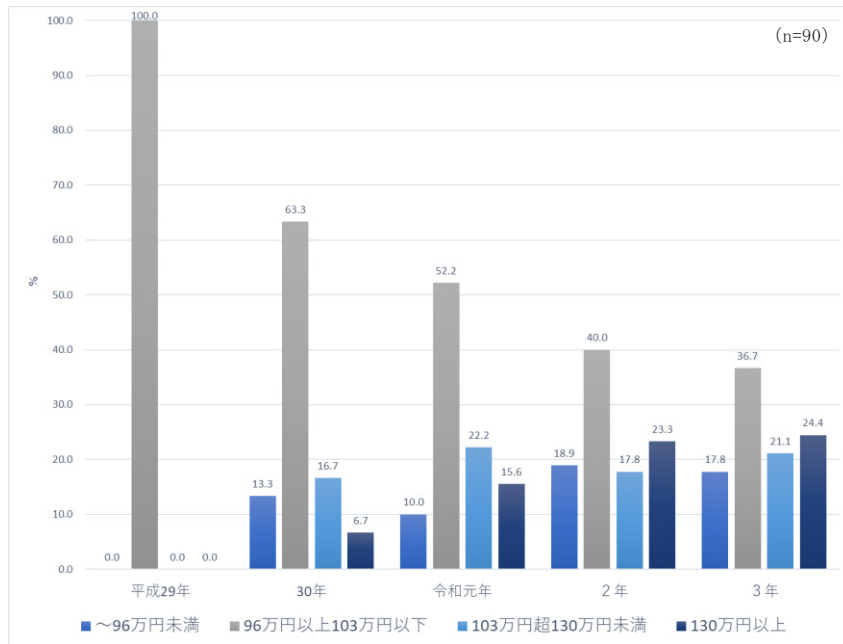
まず、図表13で130万円を区切りとする場合を確認すると、103万円意識層（96万円以上103万円以下）に属する者の割合は年々低下する一方で、103万円超130万円未満の割合は令和元年まで上昇して以降横ばい、130万円以上の割合は年々上昇していることがわかる。この分析は、平成29年時点で103万円意識層であった者を追跡したものであるため⁴⁷、平成29年の103万円意識層は、平成29年度の税制改正以降、103万円超130万円未満（130万円の壁手前）や130万円の壁を超えた年収に移行している傾向がうかがえる。一方で、図表14も併せて確認すると、103万円超150万円以下（配偶者特別控除で満額適用される範囲）は右肩上がりで割合が年々上昇しており、同年収層にも移行してきている傾向が見られるが、150万円超（配偶者特別控除で満額適用される範囲を超える年収層）の割合については、令和元年以降横ばいの傾向が見られる。

なお、96万円以上103万円以下の年収層から下がる96万円未満の年収層の割合については、令和元年に低下した後、2年、3年は20%近くまで上昇している。これは、コロナ禍を背景として、パート等の労働時間が減少する中で、年収が下がる者も一定程度存在した実態を反映した結果となっていると考えられる。

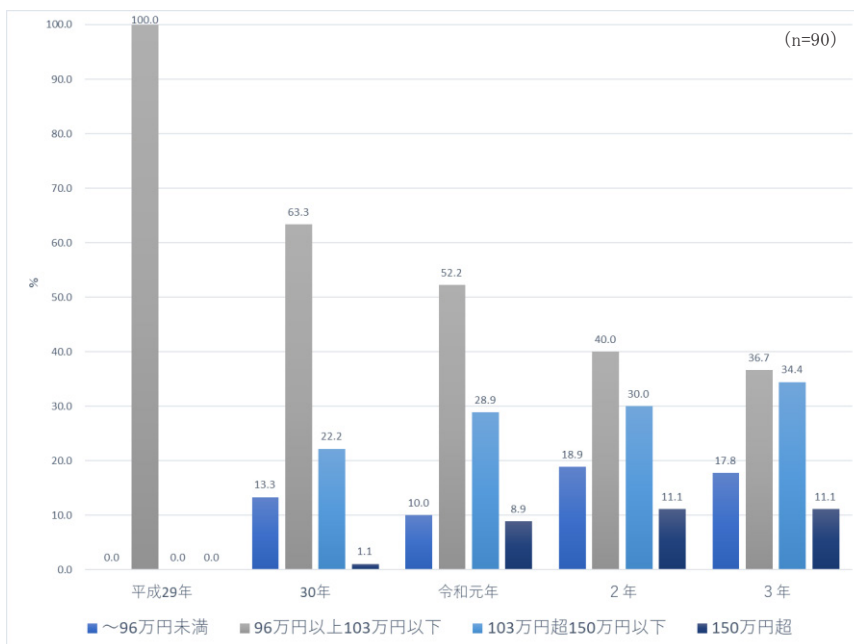
⁴⁶ 「共働き夫婦」を追跡する関係上、平成30年以降に調査から離脱した者、設問に回答しなかった者又は非該当となった者（離婚等）は除外しているため、n=90とややサンプルサイズの小さい分析になっている。

⁴⁷ そのため、平成29年のグラフは96万円以上103万円以下が100%となっている。

図表13 平成29年時点「103万円意識層」のその後の年収※130万円区切り



図表14 平成29年時点「103万円意識層」のその後の年収※150万円区切り



(出所) 図表13、14ともにKHPSを利用して筆者作成

以上、複数年のヒストグラムを連続して描き比較した分析と、平成29年時点の103万円意識層を追跡した分析の結果を踏まえると、平成29年度の配偶者特別控除に関する税制改正後、一定の者が103万円の壁を超える動きを見せていることが示唆された。

(3) 定額減税の二重取りとなっている層の世帯数はどの程度か

KHPSの「雇用者の共働き世帯⁴⁸」のうち、妻の年収が100万円以上103万円以下の層及び101万円以上103万円以下の層に該当する世帯の割合⁴⁹を基に、公的調査で分かる雇用者の共働き世帯数等を踏まえ、大まかながら、定額減税の二重取りに該当する世帯数の拡大推計を行った(図表15)。

まず、雇用者の共働き世帯数(①)は増加傾向、男性雇用者と無業の妻からなる世帯数(②)は減少傾向となっている。また、KHPSの100万円以上103万円以下該当世帯割合(③)及び101万円以上103万円以下該当世帯割合(④)は低下傾向である(この傾向は7.(2)の分析結果とも整合する)。結果として、①に③と④を掛け合わせた100万円以上103万円以下/101万円以上103万円以下該当世帯数の推計値(⑤、⑥)は減少傾向となる。

図表15 雇用者の共働き世帯数及びKHPSを基とする100万円以上103万円以下/101万円以上103万円以下該当世帯数の推計値

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
①雇用者の共働き世帯数	1,188	1,219	1,245	1,240	1,247
②男性雇用者と無業の妻からなる世帯数	641	606	582	571	566
③KHPSの100-103万円該当世帯割合	12.7	12.0	12.8	10.0	9.1
④KHPSの101-103万円該当世帯割合	4.1	4.2	2.8	2.2	2.7
⑤100-103万円該当世帯数推計値	150.8	146.2	159.2	124.6	113.7
⑥101-103万円該当世帯数推計値	48.4	51.3	35.2	27.9	33.9

(注) ①、②、⑤及び⑥の単位は「万世帯」、③及び④の単位は「%」である。

(出所) ①及び②は令和5年版厚生労働白書「共働き等世帯数の年次推移」<<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/22/backdata/02-01-01-03.html>>を基に記載。③及び④はKHPSを利用して筆者作成。⑤及び⑥は①に③及び④を乗じて分析している。

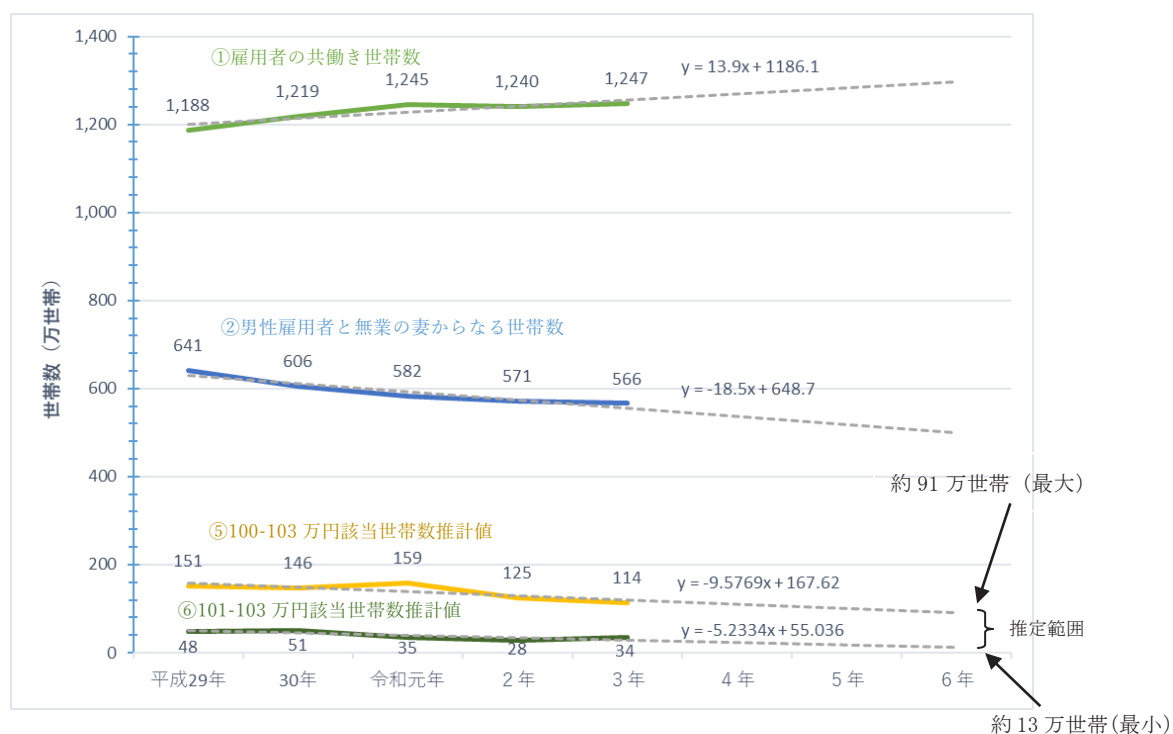
次に、図表15の①、②、⑤及び⑥を時系列データとして分析したのが図表16である。実線はそれぞれの実際のデータで、灰色の点線はデータから分かる傾

⁴⁸ 総務省統計局が行う「労働力調査」から作成された令和5年版厚生労働白書の「共働き等世帯数の年次推移」<<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/22/backdata/02-01-01-03.html>>の「雇用者の共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者と定義されている。拡大推計を検討するのに伴い、7.(2)まで活用していた「共働き夫婦」から、農業、林業等を除外して、極力労働力調査の定義に合わせるように調整している。

⁴⁹ KHPSの年収は万円単位での把握になっており、今回の定額減税の二重取りの範囲である「100万円超」に該当する者の割合を一点に推計することは難しい(年収100万1円以上100万9,999円以下の者が「100万円」と回答する可能性がある)。そこで、KHPSの雇用者の共働き世帯のうち、妻の年収が100万円以上103万円以下に該当する割合(最大値)に加え、101万円以上103万円以下に該当する世帯の割合(最小値)も併せて確認し、範囲で推計する。

向を表す直線⁵⁰であり、記載されている数式はその一次関数を示す。雇用者の共働き世帯数は増加傾向、100万円以上103万円以下／101万円以上103万円以下該当世帯数の推計値はいずれも微減傾向であることが分かる。その上で、傾向を表す直線を令和6年まで延長した結果、その推定範囲を確認すると、令和6年の定額減税で二重取りとなる世帯数は、約13万世帯（最小値）～91万世帯（最大値）と推計することができる⁵¹。

図表16 雇用者の共働き世帯数を基とする100-103万円/101-103万円該当世帯数の推計値の年次推移からの定額減税二重取り世帯数の推計



(注) 100-103万円/101-103万円該当世帯数推計値は図表15から小数第一位を四捨五入して表示している。

(出所) 図表15を基に筆者作成

8. 考察

政府は、103万円の壁は、平成29年度の税制改正により少なくとも税制上は解消されているとした上で、社会保険料負担を回避する目的による就業調整を考

⁵⁰ 最小二乗法（データから得られる実測値と予測値の間の誤差の二乗和を最小にする方法）により描画している。

⁵¹ KHP Sは地域性等に配慮があり、政府側での活用実績もあるデータであるが、回答女性の雇用形態（正規・非正規）が公的調査と比べて非正規がやや多いなどの傾向を確認している。正確な拡大推計をするためには、全国の人口構成等を踏まえた可能な限り正確かつ最新の抽出調査が必要となるため、今回は粗い推計となる。

慮して106万円の壁及び130万円の壁の対策を実施している。しかしながら、先行研究や本稿の分析7.(1)及び(2)の結果を踏まえると、平成29年度の税制改正前に就業調整をしていた層が税制改正以降、103万円の壁を超えて働き出している状況(政策の効果)も確認された一方、実態としては103万円を意識した就業調整がまだ行われていると考えられる⁵²。また、定額減税の二重取りに関する問題は、7.(3)の分析で、粗い部分はあるものの、拡大推計により、年収100万円超103万円以下に該当し、二重取りとなる者が一定数存在することが示唆された。政府は、減税の実施に協力する企業や地方自治体の事務負担に配慮した、としているが、そもそも税の三原則(公平・中立・簡素)がある中、どのような議論を経て、二重取りを許容することが妥当と判断したのかは明らかとなっていない。この点、二重取りが発生する事態を把握していたと推察される令和6年1月の時点で、該当世帯数や二重取りとなった結果生じる減税額及び減収額⁵³の推計を行った上で、客観的なエビデンス(証拠)に基づいて今回の制度設計や「二重取りは例外的」との判断が行われたのかは問われるべき部分と考える。

9. 本稿の留意点・限界

本稿の留意点及び分析の限界として、1点目に、サンプルサイズやデータ(特に年収)の細かさに限界がある点が挙げられる。KHPSは数千のサンプルサイズで、多岐にわたるトピックを網羅したデータであるが、本稿に関する分析に活用できるデータに絞ると、サンプルサイズが小さくなるため、解釈に留意すべき分析となるケースや、断念せざるを得ない分析があった。また、税の適用に関係する分析は、収入や所得に関する情報を1円単位で厳密に把握した情報があると望ましい。十分なサンプルサイズと細かな収入・所得の把握ができれば、より詳細な分析が可能になると考えられる。

⁵² 103万円の壁を意識した就業調整が続けば、106万円又は130万円の壁に行き着かないため、その対策も効果が減少することが考えられる。年収の壁・支援強化パッケージのキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)は、計画件数1万3,061件、取組予定労働者数25万9,506人と令和6年7月末時点の速報値として公表されているが、所期の効果を得られているのか、また、当該措置は令和7年度末までの時限措置であるところ、助成金を受領した事業者の労働者がその後も年収の壁を意識しない働き方を維持できるか、という点も重要な論点と言える(厚生労働省「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)計画届受理件数(※速報値)」<<https://www.mhlw.go.jp/content/001297227.pdf>>)。

⁵³ 令和6年度の税制改正において、定額減税による減収見込額は、個人住民税等の減収見込額と合わせて3兆2,840億円程度とされている(財務省作成「令和6年度税制改正」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2024_pdf/zeisei24_all.pdf>)。

2点目は別の制度や社会経済情勢の変化（外部要因）の影響を考慮できていない点である。本稿の分析は全て、時系列や現状のデータをグラフ等で可視化する記述的な分析で行っている。一方で、年収90万円から103万円の間には、個人住民税均等割、個人住民税所得割、配偶者（特別）控除と「年収の壁」になり得る制度が複数存在する。今回、103万円の壁や103万円意識層として分析したデータの中には別の年収の壁を意識した者や、全く年収の壁を意識せずに、たまたまその年収層にいた者も含まれている可能性がある。また、時系列分析では、制度の変更以外にも社会経済情勢の変化による影響も存在する（ただし、共働き夫婦における夫に関する分析や独身女性に関する分析、先行研究も踏まえば、103万円の壁は存在していると考えられる）。一方、こうした外部要因を排してより厳密な分析をするためには、年収のほかに、就業調整の有無及び調整に当たり意識している税制などを問う設問や、社会経済情勢に関するデータを分析に組み込むことが必要となる。

（内線 75344）